

保険金支払に関する対応

令和7年5月23日

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 令和6年能登半島地震における対応

(1) 地震の概要

発生日時 : 2024年1月1日 (月) 16時10分

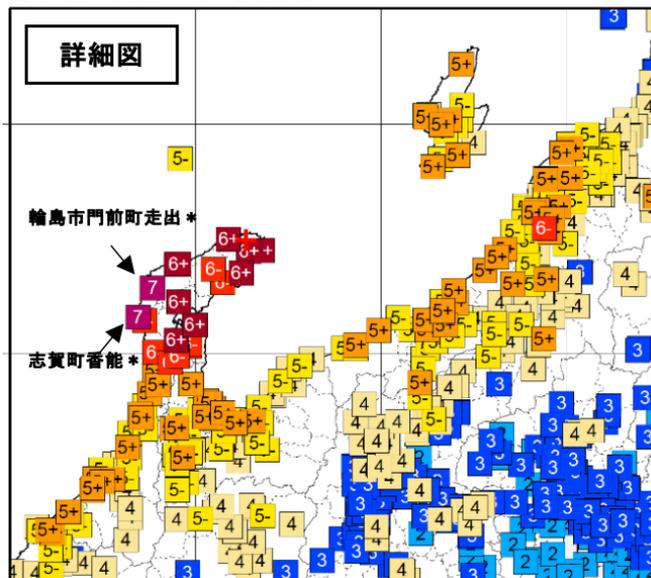
震源 : 石川県能登地方 深さ約16km

最大震度 : 7 (マグニチュード7.6)

【参考】過去の主な地震の規模

地震	東北地方太平洋沖地震 (2011年)	熊本地震 (2016年)	大阪府北部を震源とする地震 (2018年)	北海道胆振東部地震 (2018年)	令和3年福島県沖を震源とする地震 (2021年)	令和4年福島県沖を震源とする地震 (2022年)
最大震度	7 (M9.0)	7 (M7.3)	6弱 (M6.1)	7 (M6.7)	6強 (M7.3)	6強 (M7.4)

【令和6年能登半島地震】



(出典) 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

「令和6年能登半島地震の評価」

1. 令和6年能登半島地震における対応

(2) 地震保険支払保険金の各種データ（2025年3月末現在）（注1～5）

都道府県	事故受付件数（件）	対応完了件数（件）	支払件数（件）	支払保険金（千円）
新潟県	34,459	34,584	24,052	17,941,626
富山県	46,761	47,286	33,643	23,616,685
石川県	76,897	78,513	59,948	57,619,783
福井県	7,340	7,243	4,415	2,781,567
その他	13,788	13,529	4,640	2,824,334
合計	179,245	181,155	126,698	104,783,995

(注1) 一般社団法人 日本損害保険協会調べ

(注2) 「事故受付件数」については、建物・家財の事故に関する調査のご依頼のほか、地震保険の補償内容・お客様のご契約内容に関するご相談・お問い合わせなども含まれる。建物・家財の合計値である。

(注3) 「対応完了件数」については、調査が完了して実際に保険金をお支払いした件数のほか、保険金のお支払いの対象とならなかった事案やご相談・お問い合わせなどを受け付けた段階で対応完了した事案などの件数が含まれる。

(注4) 対応完了件数が事故受付件数を上回っている理由は、以下のとおり。

- 一部保険会社ではシステムの仕様上、事故受付時点では建物の損害か家財の損害か計上する仕組みがなく、両者の区別ができない。そのため事故受付件数および無責件数は建物と家財双方の証券があった場合でも、1件としてカウントしている。他方で、支払時には、対象が建物の案件、家財の案件と分けることが可能になるため、支払件数については証券ごとに区別して2件として報告されている。

- 対応完了件数は、支払件数に無責件数を加えて算出していることから、集計上支払件数が増加するにつれて、事故受付件数を上回るペースで対応完了件数が増加する結果となる。今回の調査では、発災日から1年以上経過しており、各社の支払件数が増加したことから、対応完了件数が事故受付件数を上回る結果となった。

(注5) 「支払件数」については、同一証券の建物と家財をそれぞれ分けて1件とカウントしている。

【参考：地震再保険金支払状況（2025年3月末現在）（注1～3）】

	地震名	支払契約件数（件）	保険金（億円）
①	東北地方太平洋沖地震(2011年)	826,474	12,897
②	熊本地震(2016年)	215,883	3,913
③	令和4年福島県沖を震源とする地震(2022年)	339,169	2,783
④	令和3年福島県沖を震源とする地震(2021年)	246,788	2,514
⑤	大阪府北部を震源とする地震(2018年)	159,968	1,252
⑥	令和6年能登半島地震（2024年）	113,575	1,042
⑦	平成7年兵庫県南部地震（1995年）	65,427	783
⑧	平成30年北海道胆振東部地震（2018年）	74,372	539
⑨	宮城県沖を震源とする地震（2011年）	31,019	324
⑩	宮城県沖を震源とする地震（2021年）	23,600	190

(注1) 「支払契約件数」については、同一証券の建物と家財は合わせて1件とカウントしている。

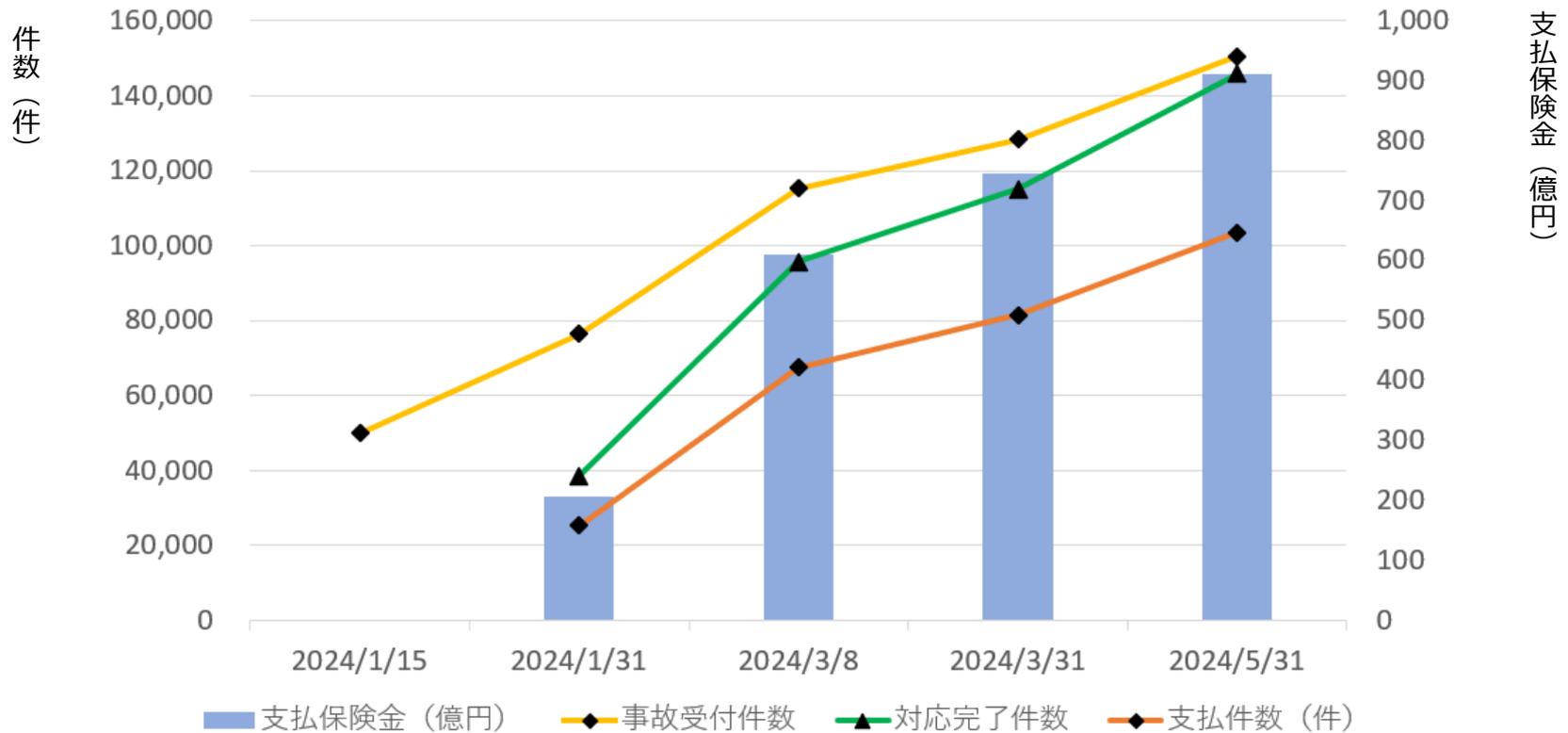
(注2) 「保険金」については、日本地震再保険株式会社から元受損害保険会社等に対し、2025年3月末までに支払われた再保険金を合計したもの。（地震保険の契約はすべて日本地震再保険株式会社に再保険されていることから、再保険金の合計額は最終的に契約者等に対する支払保険金の合計額と一致する。）

(注3) 上表の件数・金額については、速報値であり、保険金の億円未満を四捨五入して表記している。

1. 令和6年能登半島地震における対応

(3) 発災後の地震保険支払保険金の支払状況の推移

- 令和6年能登半島地震の発災約90日後の調査完了率（=対応完了件数÷事故受付件数）は約89.8%。
 - 令和6年能登半島地震の発災約150日後の調査完了率（=対応完了件数÷事故受付件数）は約96.9%。
- ※令和3年福島県沖を震源とする地震の約90日後の調査完了率は約83.5%、令和4年福島県沖を震源とする地震の約90日後の調査完了率は約90.6%。



(注) 「事故受付件数」には、調査の依頼のほか、相談・問い合わせも含まれる。
「対応完了件数」には、調査が完了して実際に保険金を支払った件数のほか、保険金の支払対象とならなかった事案や相談・問い合わせにより解決した事案の件数が含まれる。

(※) 一般社団法人 日本損害保険協会調べ。

1. 令和6年能登半島地震における対応

(4) 損害状況申告方式の実施

- 本方式は、お客様から提出いただいた「自己申告書」と「写真」に基づき損害調査を行うもので、立会調査と組み合わせることで、大規模地震等の発生時にも迅速かつ適切に地震保険金をお支払いし、被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。
- 本方式の対象となる事案は、立会調査と同様に適正な損害認定が可能な事案に限定しており、事故受付時に申告書の提出をご案内した事案であっても、申告された損傷状況が写真から確認できない等、保険会社において立会調査が必要と判断する場合は、立会調査へ切り替え、認定の適切性を確保している。
- 今回の地震でも、交通・インフラの断絶等による立入調査が困難な地域が発生している状況等を踏まえ、当該状況が発生している一部地域で、本方式を活用した。(実施有無は保険会社の損害調査体制毎に異なる。)
- 今回の地震では、保険会社における自己申告制度の利用は、限定的(1割未満)だったが、申告内容と写真による損傷状況が不一致な事案などは、電話によるヒアリングや追加写真の提出依頼、立会調査への切り替えを行い、査定の適切性を確保した。

【自己申告方式による手続きの流れ】



【過去地震における自己申告方式の利用割合(注)】

地震名	利用割合(注)
東日本大震災(2011年)	1割未満
熊本地震(2016年)	1割未満
福島県沖を震源とする地震(2021年)	5割程度
福島県沖を震源とする地震(2022年)	1割未満

(注) 保険金請求件数のうち本方式の利用件数が占める割合の目安。なお、あくまで目安であり、実際の割合は保険会社により異なる。

1. 令和6年能登半島地震における対応

(5) 共同調査の実施

火災による焼失・津波による流失地域を対象とした共同調査

- 地震保険の共同調査は、損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真等を用いて被災地域の状況を確認し、損害程度を同じくする地域を街区単位で認定するものである。共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略して保険金の支払が可能となることから、迅速な保険金支払が期待できる。
- 令和6年能登半島地震では、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、街区単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定した。
- さらに、令和6年能登半島地震において交通インフラの断絶が生じたことに加え、「り災証明」の発行に時間を要することが見込まれたことから、全壊を示す「り災証明」の提出により全損認定が可能となる「一部全損地域」に所在する建物について、航空写真から建物が完全に焼失・流失している物件を認定し、「り災証明」がなくとも全損認定を可能とした。

【全損地域・一部全損地域について】

全損地域	被害状況	街区内の建造物がすべて流失または焼失している地域をいう。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は現地調査を省略し、全て全損認定できる。
一部全損地域	被害状況	街区内で流失または焼失している建造物が確認できるものの、一部の建築物が残置している地域をいう。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は、全壊が証明された「り災証明」の提出により、現地調査を省略し、全損認定できる。（航空写真から建物が全壊していることが確認できた建物には、り災証明書の提出も不要。）

1. 令和6年能登半島地震における対応

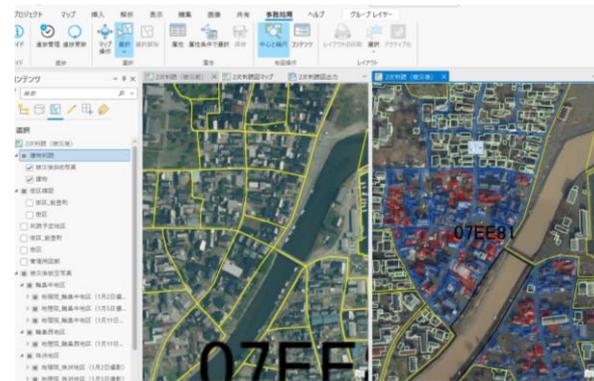
(5) 共同調査の実施

倒壊した建物を対象とした共同調査

- 今回の地震では、道路等の寸断により現地での立入調査が困難な地域が発生している状況等も踏まえ、損害保険業界として初めて、倒壊建物を対象とした共同調査も実施した。深刻な建物の倒壊被害が発生していると考えられる地域を対象に、垂直方向から撮影した航空写真だけでなく、斜め方向から撮影した航空写真も活用して多角的に該当建物の損傷状況を確認し、建物一軒単位で「全損建物」「全損の可能性が高い建物」を認定した。

【全損建物・全損の可能性が高い建物について】

全損建物	被害状況	建物全体が倒壊している、または建物の一つの階層が崩壊している建物をいう。
	保険金支払	認定された建物に付保されている地震保険の対象は現地調査を省略し、全て全損認定できる。
全損の可能性が高い建物	被害状況	全損建物の被害状況には該当しないが、大きな傾斜・変形等が航空写真上で確認されており、全損の可能性が高い建物をいう。
	保険金支払	認定された建物に付保されている地震保険の対象は、全壊が証明された「り災証明」の提出により、現地調査を省略し、全損認定できる。

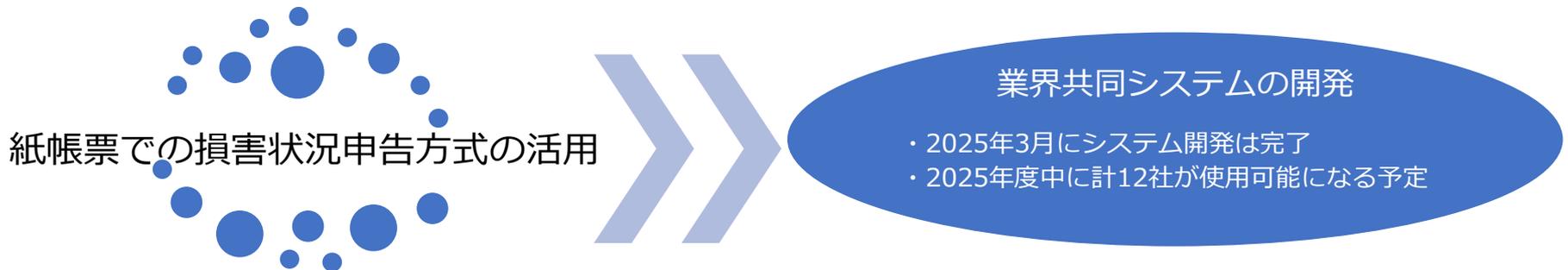


2. 損害状況申告方式のシステム化

(1) システム開発の必要性

「地震保険制度等研究会」における意見等

- ▶ 第6回：今後、損害状況申告方式にWEB申告方式の導入やデジタル技術の活用を検討していくことは、支払の迅速化や不備事項の減少という観点から望ましい。なお、デジタル化を進めるに当たっては、高齢者等のデジタル弱者への配慮が必要。（令和4年5月）
- ▶ 第7回：損害状況申告方式の運用改善にあたっては、デジタル化の推進等を図るという方向性で良いと思う。（令和5年5月）



お客様が紙の申告書に記入し、写真とともに保険会社に郵送する仕組みだが、首都直下地震等で郵送インフラが途絶すれば、機能しない可能性がある。

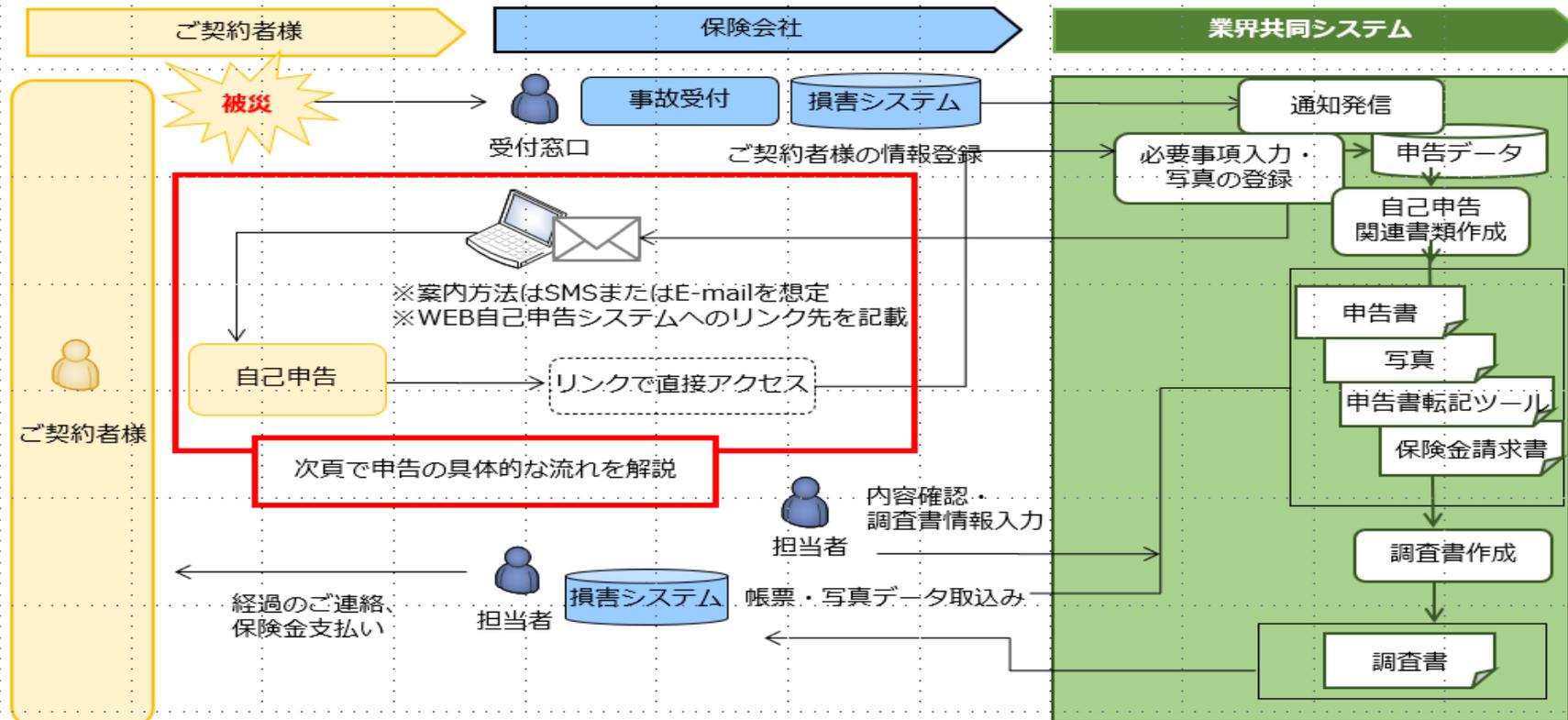
WEB上で申告内容の入力や写真の登録が可能なシステムを構築し、制度の安定性を確保し、更なる支払迅速性やお客様の利便性向上を追求する。

2. 損害状況申告方式のシステム化

(2) システム化で実現した利便性向上

- ▶ システム「地震損害申告サポート」で実現した利便性向上のポイントは以下のとおり。
 - (1) 契約者がスマートフォン等から損害状況の申告や写真登録を行える機能
 - 契約者における写真の現像、書類の記入・郵送等の負担の軽減
 - (2) 保険会社が契約者の申告内容を基にWEB上で保険金請求に必要な書類を自動作成できる機能
 - 保険会社における必要書類の作成・郵送、事案管理等の負担の軽減

【事故受付から保険金支払いまでのフロー図】



2. 損害状況申告方式のシステム化

(3) 契約者における申告の流れ (一例)

